

ハ、他ノ業ヲセテ
 六、解雇手當ハ、職年ノ長短ニ依リ、由品員歸安ニ當リ、請得ル
 七、職年未滿五日以上者ハ、請得ル
 八、職年未滿五日以下者ハ、請得ル
 九、不請得ル
 十、不請得ル
 十一、不請得ル
 十二、不請得ル

第三號

要 求 書

- 一、解雇手當ノ制定ヲナスベシ
- 一、壹ヶ年未滿五十日分トルコト
- 一、壹ヶ年以上壹ヶ月ヲ増ス毎ニ三ヶ月分ヲ附スベシ
- 一、退職手當ノ制定ヲナスベシ
- 一、解雇手當ノ三分ノ二トスルコト
- 一、單價ノ値上ヲナスベシ
- 一、各部内ノ單價ヲ三割値上ゲスベシ
- 一、労働時間ヲ八時間制度トナスベシ
- 一、現在ノ臨時工ヲ本工トナシ今後ノ臨時工ハ三ヶ月限りトシ續
職ハ本工ト見ルベシ
- 一、年二回ノ定期昇給ヲナスベシ
- 一、年二回ノ定期慰安會ヲヤルベシ